

島原労働基準監督署発表
令和6年 2月9日(金)

照 会 先	島原労働基準監督署		
	署長	樽見 啓介	
	○監督・安衛課長	藤田 知也	
	電話	0957-62-5145	

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 3か月分の賃金不払いの疑い～

島原労働基準監督署（署長 樽見 啓介）は、本日、有限会社ツカサフーズ及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

事件の概要

労働者4名に対し、令和3年1月から3月までの各月の賃金（合計約74万円）を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

有限会社ツカサフーズ

所在地：長崎県南島原市口之津町

事業内容：食料品製造業

代表取締役A（男、50歳代）

2 違反条文

被疑者有限会社ツカサフーズ、被疑者Aともに、最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは被疑者有限会社ツカサフーズの労働者4名に対し、令和3年1月、2月及び3月の3か月間（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで）の定期賃金合計約74万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金（令和2年10月3日から令和3年10月1日までは793円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 その他

長崎県の最低賃金は現在、898円（令和5年10月13日から）となっています。

最低賃金法では、労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければならないことを使用者に義務付けており、この義務を果たさずに賃金不払いを発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対しては、司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

(参考)

最低賃金法

第四条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第四十条

第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。